

# 三田市通讯中文版

## 三田市政府消息

4月



三田市公共会堂中心〒669-1528三田市駅前町2-1 キッピーモール6階  
 电话：079-559-5023 / 传真：079-563-8001 / E-mail: machizukuri\_u@city.sanda.lg.jp

### 日本語教室「日本語サロンさんだ」

日常生活に必要な日本語を学習する外国人をボランティアスタッフが支援します。

■期間=2016年4月～2017年3月

月曜日 10時～12時

木曜日 18時30分～20時

土曜日 13時30分～15時45分

■場所=まちづくり協働センター

■受講料=半期 2,000円

(前期：4月～9月 後期：10月～3月)

※詳細は下記まで問い合わせください。

(途中参加希望の場合も相談してください)

【申込み・問合せ】三田市国際交流協会

(Kokusaikoryu Kyokai) 10時～17時

☎ 079-559-5164 FAX 079-559-5173

メール [office@sia-japan.org](mailto:office@sia-japan.org)

### 「子どもにほんご教室SKIP」参加者募集

ボランティアスタッフが、学校で必要な勉強や日本語の学習をお手伝いします。

■日時=2016年4月～2017年3月

土曜日 13時30分～15時30分 (5歳児～中学生)

金曜日 19時～20時50分 (中高生)

■場所=まちづくり協働センター

■対象=本人か、親が日本語が母国語でない子ども

■参加費=半期 2,000円(前期：4月～9月 後期：10月～3月)

※詳細は下記まで問い合わせください。

【申込・問合せ】三田市国際交流協会

(Kokusaikoryu Kyokai)10時～17時

☎ 079-559-5164 FAX 079-559-5173

メール [office@sia-japan.org](mailto:office@sia-japan.org)

### 日语教室「日语沙龙三田」

志愿者支援外国人学习在日常生活中需要的日语。

■期间=2016年4月～2017年3月

星期一 10点～12点

星期四 18点30分～20点

星期六 13点30分～15点45分

■地点=三田市公共会堂中心

■学费=半期 2,000日元

(前期：4月～9月 后期：10月～3月)

※详情请向下列单位询问。(希望中途参加时也请询问。)

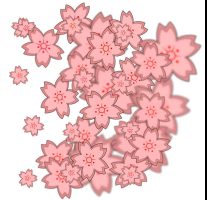
【报名·问讯处】

三田市国际交流协会

10点～17点

☎ 079-559-5164 FAX 079-559-5173

电子邮件 [office@sia-japan.org](mailto:office@sia-japan.org)



### 「儿童日语教室SKIP」募集参加者

志愿人员陪孩子帮忙学习功课和日语。

■日期与时间=2016年4月～2017年3月

星期六 13点30分～15点30分 (5岁～初中生)

星期五 19点～20点50分 (初中生与高中生)

■地点=三田市公共会堂中心

■对象=不太会讲日语的孩子或不以日语为母语的父母的子女

■参加费=半期 2,000日元(前期：4月～9月 后期：10月～3月)

※详情请向下列单位问讯。

【报名·问讯处】三田市国际交流协会 10点～17点

☎ 079-559-5164 FAX 079-559-5173

E-mail [office@sia-japan.org](mailto:office@sia-japan.org)



灾害时的紧急信息避难信息等，向您的手机邮件提供及时正确的讯息。

在“兵庫防灾网 (Hyogo Emergency net)”上赶快登记吧。http://bosai.net/e/ (英, 中, 韩, 葡, 越)

## 外国人住民のための「よろず相談窓口」

日常生活でわからないことや困っていることなどの

相談に、お気軽にご利用ください。

相談は無料です。相談内容の秘密は守ります。

■日時＝毎月第2水曜日と第4土曜日

10時30分～12時30分

★4月は、13日（水）、23日（土）です。

■場所＝まちづくり協働センター（電話相談も可能。）

■対応言語＝日本語、中国語、英語

（その他の言語は、事前に相談してください。）

【問合せ】国際交流プラザ(Kokusaikoryu Plaza)

10時～17時

☎ 079-559-5164

Eメール [kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp](mailto:kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp)

## プレ・パパママ教室

出産についての話と呼吸法の実技、お父さんの育児

（赤ちゃんのお風呂の入れ方実技など）を学びます。

■日時＝5月11日（水）13時～16時

■場所＝三田市総合福祉保健センター

■対象＝出産予定日が2016年10月26日までの初妊婦と

そのパートナー

■定員＝16組（抽選）

■料金＝無料

■申込み＝4月19日までに、参加者の名前（妊婦とその

パートナー）・住所・電話番号・出産予定日を記入し

て郵送、電話、FAXで下記までお申込みください。

【申込・問合せ】

健康増進課(Kenkozoshinka)

☎079-559-5701 FAX 079-559-5705

〒669-1514 三田市川除675（総合福祉保健センター内）

## 陶土で作る子供の日の置物

子どもの健やかな成長を願って、金太郎人形や鯉の

ぼりを作って飾りましょう。

【金太郎】4月14日（木）9時30分～12時

【鯉のぼり】4月15日（金）13時～15時30分

■場所＝ふれあいと創造の里 陶芸館

■対象＝どなたでも

■定員＝先着各10人

■受講料＝各800円（市外の人1,200円）

■申込方法＝4月4日から名前、電話番号、住所、年齢、

ファックス番号、講座名を記入して、電話かFAXで下記

に申し込んでください。

【申込・問合せ】ふれあいと創造の里

(Fureaitosozonosato) 月曜休 ☎/Fax 079-568-4340

## 为外国人的「万事通咨询窗口」

在日常生活当中遇到不知道的事或困难的时候，请随时来咨询。费用免费。对咨询内容严守秘密。

■日期与时间＝每月第2个星期三和第4个星期六

10点30分～12点30分

★4月份的咨询安排在4月13日（星期三）和23日（星期六）。

■地点＝三田市公共会堂中心（同时接受电话咨询。）

■可以利用翻译服务的语言＝日文、中文、英文（如果希望利用其他语言翻译服务，请事先向下列单位问讯。）

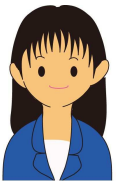
【问讯处】

国际交流广场

10点～17点

☎ 079-559-5164

E-mail [kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp](mailto:kippy-kokusaip@bz04.plala.or.jp)



## 准妈妈・准爸爸教室

这里可以学习有关生产方面的知识及呼吸法，以及爸爸育儿的知识（给宝宝洗澡的实际技巧等）。

■日期与时间＝5月11日（星期三）13点～16点

■地点＝三田市综合福利保健中心

■对象＝预产日到2016年10月26日之前的初次生产的孕妇与其伴侣

■定员＝16组（如报名者多由抽签决定参加者）

■费用＝免费

■报名＝在4月19日之前，将参加者姓名（孕妇与其伴侣）・住址・电话号码・预产日写好之后邮寄或FAX给下列单位或拨打下列电话号码报名。

【报名・问讯处】

健康増進科 ☎079-559-5701 FAX 079-559-5705

〒669-1514 三田市川除675（综合福利保健中心内）

## 儿童节的陶艺品展览

为孩子们健康成长祈福，来制作装饰金太郎人偶和鲤鱼旗。

【金太郎】

4月14日(星期四)9点半-12点

【鲤鱼旗】

4月15日(星期五)13点-15点半

■地点＝FUREAI 和創造之郷 陶艺馆

■对象＝任何人都可以参加。定员：先到者10名

■听课费＝每人800日元（市外者1200日元）

■报名方式＝4月4日开始，写下您的名字，电话号码，住址，年龄，FAX号以及要参加的讲座名，用电话或者传真的方式发送过来参加报名。

【报名 问讯】FUREAI 和創造之郷 每周一休息

电话/传真 079-568-4340

## 子ども医療費受給者証変更のお知らせ

乳幼児等医療費受給者証をお持ちで4月から小学校4年生になるお子さまは、受給者証が「子ども医療費受給者証」に変わります。3月下旬に受給者証を郵便で送っています。

(その他の年齢・学年のお子さまは、現在お持ちの受給者証を引き続き使ってください。)

【問合せ】国保医療課 (Kokuhoiryoka)

☎ 079-559-5049 FAX 079-559-2636

## 年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)の申請

### 受付 4月から開始

所得の少ない高齢者に対して支給する「年金生活者等支援臨時福祉給付金(高齢者向け)」の申請受付期間等が決まりましたのでお知らせいたします。

■対象者=以下の3点全てに該当する人は必ず申請してください。(一部対象外の場合があります。)

①2016年度中に65歳以上になる人(1952年4月1日以前に生まれた人)

②2015年1月1日に、住民票が三田市にある人

③2015年度の住民税(市町村民税)が課税されていない人

■支給額=1人3万円

■申請受付期間=2016年4月4日(月)～2016年7月4日(月)消印有効

※期限を過ぎると支給できません。

■申請方法=

【郵送受付】

三田市役所福祉総務課(臨時福祉給付金担当)

〒669-1595 三田市三輪2-1-1

【窓口受付】※混みあう可能性があります。

市役所3号庁舎2階3201会議室

9時～17時30分(土、日、祝日除く)

■申請書送付=支給対象の可能性が高い人には、申請書を4月1日に発送します。

【問合せ】コールセンター

9時～17時30分 ※土、日、祝日除く

☎ 0570-200-995

## 儿童医疗费领取者证变更通知

持有婴幼儿等医疗费领取者证，从四月份开始上小学4年级儿童的领取证要变更为「儿童医疗费领取证」了。3月下旬开始，邮局发送领取证。(其他年龄以及学年的孩子们继续使用现在持有的领取证)

【咨询电话】国保医疗科 电话 079-559-5049

传真 079-559-2636

## 年金生活者支援临时福利金(只限于高龄者)的申请办理4月份开始

所得少的高龄者给予支付「年金生活者等支援临时福利金(只限于高龄者)」的申请办理期间给予答复。

■対象者=符合以下三项条件者请一定要申请。(可能会有一部分除外者)

①2016年度中 满65周岁以上者(1953年4月1日之前出生者)

②2015年1月1日 住民票在三田市

③2015年度的住民税(市町村民税)没有被税务局课税的人。

■支付额=每人3万日元

■申请办理期限=2016年4月4日(星期一)～2016年7月4日(星期一)期间有效 超过期限不予支付

■报名方式

【邮寄办理】

三田市役所福祉总务科(临时福利金担当)

邮编 669-1595 地址三田市三輪 2-1-1

【窗口办理】 有人多拥挤的可能性

市役所3号厅2楼3201会议室

9点～17点半(星期六 星期日 节假日除外)

■申请书送达=被支付可能性高的人，申请书从4月1日开始发送。

【问询处】呼叫中心 9点～17点半 ※星期六、星期日、节假日除外

电话 0570-200-995



## 消費生活センター

悪質商法や契約トラブル等で困っている人は、相談してください。

■開所日時＝平日、第2・4土曜日（祝日・年末年始を除きます）

10:00～18:00（相談の受付は17:00まで）

■場所＝まちづくり協働センター

■対象＝三田市に住んでいる人、または三田市内の会社・学校に通っている人

■相談方法＝電話（079-559-5059）または来所で相談ができます（予約不要）。

## 消費生活情報ミニコラム①

### 賃貸住宅①～契約するときに気をつけること～

部屋を借りるときには、次のような流れになります。

①不動産店などで部屋の情報を集める→②部屋を下見する→③入居の申し込み→

④重要事項説明書・契約書の説明をうける→⑤契約→⑥入居

⚠️ トラブルを避けるために、次のことに特に気をつけましょう。

■契約前に部屋の下見をして、入居後に思っていた通りの部屋と違ったということがないようにしましょう。

■重要事項説明書と契約書の内容を十分に理解して、後から思っていた契約と違ったということがないようにしましょう。

■日本では、契約時に敷金、礼金などを支払うことが多いです。敷金は、家主に預けておくお金で、部屋を破損した場合などに、その敷金が使われて、退去後に残りのお金は返ってきます。礼金は、家主にお礼として払うお金で、返ってきません。敷金や礼金のトラブルが多いので、分からないことは不動産店に遠慮なく聞きましょう。

★『外国人向け部屋探しのガイドブック』も参考にしてください。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html)

（英語・中国語・韓国語、スペイン語、ポルトガル語）

## 消費生活中心

遇到违法商贩或契约等纠纷而陷入困境时可以向下列单位咨询。

■咨询日期与时间＝平日，第2・4星期六（节假日・年末年初除外）

10:00～18:00（咨询受理到17:00）

■地点＝三田市公共会堂中心

■对象＝居住在三田市或在三田市內上班或上学的人

■咨询方法＝可以打电话（079-559-5059）或直接来咨询（不需预约）。

## 消費生活信息小专栏① 租赁住宅①～签约时注意的几个事项～

租借房屋时一般按照下列流程进行办手续和签约。

① 在房地产商等有关公司收集资料→②去预先查看房屋→③申请入住→

④听取重要事项说明书・合同书等内容的说明→⑤签约→⑥入住



为了避免发生纠纷，须特别注意下列几项。

■签约前一定查看房屋以免入住后才发现房地产商提供的信息与实际的房屋现状不一致。

■为了避免自己了解的合同内容与实际合同内容之间有出入，签约前一定十分了解重要事项说明书和合同书的内容。

■在日本一般签约时需要付所谓的敷金（相当于中文的押金）与礼金。敷金是预存在房主的钱。如果损坏房屋设备等需要修缮时用押金，在退出房屋时剩余的钱予以返还。礼金是签约时作为礼物的现金付给房主并不返还的钱。租借房屋时经常发生押金与礼金方面的纠纷，如果有不懂的地方就尽管向发房地厂商提问。

★『寻租房屋参考手册』也可以参考。

[http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku\\_house\\_tk3\\_000017.html](http://www.mlit.go.jp/jutakukentiku/house/jutakukentiku_house_tk3_000017.html)

（英文・中文・韩文・西班牙语・葡萄牙语）

